

令和7年度 第1回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和7年11月17日（月）午後1時55分～午後3時20分
- 2 開催場所 益城町役場2階 会議室2-1・2・3
- 3 議 案 第1号 熊本都市計画地区計画（益城町馬水大辻）の決定（益城町決定）について
第2号 熊本都市計画道路（惣領木山線、益城東西線）の変更（益城町決定）について
- 4 出席委員 熊本大学教授 柿本 竜治
熊本大学教授 星野 裕司
益城町商工会会長 住永 金司
益城町議会議長 榮 正敏
　　〃 総務常任委員長 西山 洋一
　　〃 建設経済常任委員長 富田 徳弘
　　〃 福祉常任委員長 吉村 建文
上益城地域振興局長 山内 桂王
益城町区長会会長 土屋 洋一
益城町婦人会会长 富田 セツコ
- 5 出席職員 副町長 濱田 義之
都市計画課長 齊藤 計介
都市計画課 審議員 坂本 有似
　　〃 都市計画係長 緒方 信一郎
　　〃 〃 参事 姫野 幸徳
　　〃 〃 主事 山田 倫可
　　〃 〃 主事 川前 岳士
建設課 課長補佐 増田 充浩
　　〃 復興工務係長 玉城 健太郎
　　〃 〃 主査 片岡 賢太郎
　　〃 〃 技師 森野 幹大
　　〃 〃 技師 松岡 宗志郎

6 開催形態 全部公開

7 傍聴者数 0 名

【開会】

司会 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回益城町都市計画審議会を始めさせていただきます。進行を務めます都市計画課の山田と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、西村町長は他業務により欠席となります。開会にあたりまして、濱田副町長がご挨拶申し上げます。

濱田副町長 改めまして皆さん、こんにちは。司会からもありましたとおり、町長が公務により上京しておりますので、代わりに私から開会の挨拶をさせていただきたいと思います。

委員の皆様方には大変お忙しいなか、本年度第1回目の都市計画審議会にご参加いただき、ありがとうございます。また、日頃から本町の熊本地震からの創造的復興あるいは都市計画事業に格別のご理解とご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、いよいよ来年で熊本地震から10年という節目を迎えます。創造的復興のシンボル事業として、熊本県に進めていただいている益城中央被災市街地復興土地区画整理事業は、仮換地率が100%という状況に達しております。また、県道熊本高森線につきましては、来年3月の全線供用開始に向けて急ピッチで工事が進められています。

町としましても、ウォーカブル推進事業によるポケットパークや駐輪場の整備も順調に進んでおります。さらに、役場南側に今年3月に完成しました交通広場でございますが、既に九州産交バスに乗り入れていただいておりますが、先月の10月から西原村との協同で新たに益城西原空港ライナーの実証運行を始めております。阿蘇くまもと空港と本町を結ぶ移動の利便性を高め、木山地区の都市拠点としての個の力をますます高めていこうと期待しているところでございます。

本日の審議会でございますが、馬水地区の地区計画の決定及び都市計画道路の変更についてご審議をお願いすることとしております。委員の皆様方には、それぞれ専門の立場から忌憚のないご意見をお願いいたしますとともに、引き続き、本町の完全復興に向けた取り組みにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨

拶と代えさせていただきます。

本日は大変お世話になります。よろしくお願ひいたします。

司会 濱田副町長は、この後他の公務がございますので、これにて退席いたします。冒頭にお願いしたとおり、撮影と録音はここまでとさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

【濱田副町長退席】

司会 続きまして、式次第にはございませんが、4月1日の委員委嘱後、初めての審議会となります。継続の方も含めて、委員皆様のご紹介をさせていただきます。

【事務局より委員の紹介】

司会 続きまして、事務局からも自己紹介をさせていただきます。

【事務局自己紹介】

司会 次に、定足数についてご報告いたします。本日、委員定数12名のうち10名の出席となります。よって、益城町都市計画審議会条例第6条第2項に規定により、審議会を開催できる定員数に達していることを報告いたします。

続きまして、次第3、会長選任に移ります。会長選任案については、事務局にお願いいたします。

事務局 都市計画課長の齊藤です。益城町都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長は学識経験者の委員のうちから互選によって定めることになっております。委員の皆様にご異議がなければ、事務局から推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

出席委員

【異議なし】

事務局 ありがとうございます。それでは、熊本大学の柿本委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

出席委員

【異議なし】

事務局 それでは、柿本委員よろしくお願ひいたします。会長席へお進みください。

柿本会長 会長を務めさせていただきます柿本でございます。簡単ではございますが、座ったまま挨拶をさせていただきます。

冒頭に濱田副町長からお話しがありましたように、来年で熊本地震から10年が経過します。熊本県で進められております県道熊本高森線も来年3月には全面的な供用開始がなされるということで、創造的復興の一環として、本日審議されます熊本都市計画道路惣領木山線や益城東西線も整備が進んでいるところでございます。また、地区計画につきましても、都市計画道路の沿線上で計画がなされています。10年が経過し、いろいろなハード整備が進んでいますが、ソフト的な対応やその上での土地利用がなかなか進んでいない状況であります。

本日、審議いたします都市計画道路は、ここで暮らす人々が生活していくうえで必要なものですが、それをうまく活用していくことを今後は考えていかなくてはいけません。その一環として、地区計画等によって土地利用の活性化を図っていこうということもありますので、本日の審議事項に挙がっております2つの議案につきましては、皆さんの意見をきながら、どのように進めていけば益城町がよりよい町になっていくのかということを検討していただきたいと思います。

本日は、よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。それでは、ここからの議事の進行については、柿本会長にお願いいたします。

柿本会長 それでは、しばらくの間、私が進行役を務めさせていただきます。審議

に入ります前に、都市計画審議会条例第5条第2項の規程により、副会長の指名をさせていただきます。副会長は、会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。星野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

星野委員 はい。

柿本会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。
それでは、審議に入らせていただきます。議案第1号「熊本都市計画地区計画（益城町馬水大辻）の決定（益城町決定）」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【議案第1号説明】

姫野参事 こんにちは。都市計画課の姫野と申します。説明につきましては、前面に設置しておりますスクリーンにて説明させていただきますが、お手元に資料を配布させていただいておりますので、どちらかをご覧ください。着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

始めに、議案に入ります前に、本町の市街化調整区域地区計画策定基本方針や土地利用方針につきまして説明します。

まず、地区計画の策定基本方針については、先ほどの挨拶にもありましたとおり、本町は、震度7を2度経験するという観測史上例の無い大災害に見舞われ、町内の多くの住宅地が大きな被害を受けました。

このようななか、町の復興を進めるためには、町の大部分を占める市街化調整区域において、秩序ある開発促進を行う必要があります。住宅地の整備、既存宅地の再整備、避難路として有効となる道路交通網の改善、地域コミュニティの維持・活性化等に適切に対応するとともに、計画的な企業誘致による産業振興を図ることが町の均衡ある復興に必要不可欠な要素となります。

上記の課題や地域の実情を踏まえ、土地利用の活性化を図ることを目的に地区計画制度を活用していくことを基本としています。次のページをお願いします。

次に、市街化調整区域内の土地利用方針について説明します。

①都市計画マスタープランの土地利用検討エリアにおいて、市街化区域での住宅や商業・サービス・防災・公共機能の確保が難しい場合に、市街化調整区域の基本的な考え方の下、スプロール化を防止するため、計画的で秩序ある土地利用を誘導し、都市的土地区画整理事業を実施します。

②既存集落を含む生活拠点では、地域の活力を維持するため、既存住宅のストックを活用し、新規住民や被災住民が流入しやすい環境や、快適に生活するための都市機能を誘導し、住環境の整備を行うことによる定住化の促進と地域の維持を目指します。

③マスタープランの産業形成軸周辺では、工業・産業の計画的な集積を図り、既存産業と合わせて、一体的な産業振興を目指します。

④上記のエリア設定及び地区の特性を考慮したゾーニングにより、土地利用の方針を示します。次のページをお願いします。

次に、地区計画の制度について説明します。地区計画は、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度です。区域の指定された用途地域の規制を強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図ります。

地区計画を定めると、これまでのまちづくりのルールである建築基準法等の制限の一部が地区計画の内容に置き変わることで、建築行為や開発行為を行う場合に守らなければならない地区独自のルールが決定されます。

本町で策定している地区計画の前例として、住居系ではオリーブタウンが通称の馬水西原地区計画、産業系ではくまもと臨空テクノパークなどがあります。次のページをお願いします。

次に、地区計画に含まれない区域ということで、農振農用地区域をはじめとした11項目を区域に含めないこととしております。馬水大辻地区計画の区域内におきましても、11項目は含まれておりません。次のページをお願いします。

次に、市街化調整区域における地区計画について説明します。もともと市街化調整区域は、都市計画法上、開発を抑制する区域と定められており、都市的土地区画整理事業が厳しく規制されています。全国的な人口減少社会が問題視され、市街化調整区域においても既存集落の人口減少・少子高齢化が

顕在化されるなか、地区計画等を用いて市街化調整区域の概念を守りながら地域活力の維持・活性化に努めています。

なお、益城町においては、令和3年5月に地区計画策定基本方針・計画基準が改正されており、市街化調整区域内での地区計画の種類は、住居系非住居系、災害復興系に大別されます。今回の馬水大辻地区計画は災害復興系で進めています。

災害復興系につきましては、5,000 m²以上のまとまった土地で、主に熊本地震の復旧・復興に関する建築を目的として、地区計画を策定するとしております。次のページをお願いします。

ここからは、馬水大辻地区計画の議案内容の説明となります。始めに、上位計画における地区の位置づけについて説明します。当地区は、既成市街地に隣接し、都市計画道路益城東西線といった道路網が形成されています。周辺には小学校、病院等が立地し、インフラ整備が整った地区となります。

都市計画マスタープランでは、復興に向けた様々な事業に伴う住宅需要に応えるため、市街化調整区域の基本的な考え方の下、計画的で秩序ある土地利用を誘導するエリアとしています。次のページをお願いします。

次に、地区計画の土地利用方針について説明します。お示ししていますのが市街化調整区域地区計画策定基本方針・計画基準の土地利用方針図（ゾーニング図）となります。

馬水大辻地区計画の土地利用方針は、震災により被災した住宅地の移転及び復興の進展等のための宅地分譲、災害公営住宅や防災公園といった公共施設、生活利便施設等を設置し、秩序ある土地利用を図る災害復興ゾーンとして位置づけています。次のページをお願いします。

次に、馬水大辻地区計画の位置を示す総括図について説明します。計画地は、馬水地区の市街化区域北側に隣接しており、北側には東西に走る都市計画道路益城東西線があり、東側には縦断する都市計画道路第二南北線がございます。西側には少し離れておりますが、県道益城菊陽線を含む都市計画道路惣領木山線がございます。周辺の土地利用としましては、先行して策定された住居系地区計画が2地区あり、南側には広安小学校、西側には益城病院が立地しております。次のページをお願いします。

次に、計画図について説明します。計画面積は約0.7ha。策定理由とし

ましては、復興に向けた様々な事業に伴う住宅需要に応えるため、新住宅エリアの整備を推進しています。本計画では、周辺に小学校、災害公営住宅、病院等の公共・公益施設が立地し、都市計画道路網が形成され、既成市街地に隣接した地区に良好な居住環境を整備しようとするものです。次のページをお願いします。

次に、地区計画の目標について説明します。本地区は、既成市街地に隣接しており、都市計画道路第二南北線、益城東西線や惣領木山線の道路網が形成されています。周辺には小学校、災害公営住宅、病院等の公共公益施設が立地していることから、インフラ整備も整っている地区です。

益城町都市計画マスタープランにおいても、計画的で秩序ある土地利用を誘導し、都市的土地区画整理事業を図る土地利用検討エリアとして位置づけられています。

当計画は、震災により被災した住宅及び復興事業に伴う移転先の確保並びに復興の進展等による住宅ニーズの高まりに対応した都市的土地区画整理事業を図り、既成市街地縁辺部において、良好な住宅地の形成を目指すことをしております。次のページをお願いします。

次に、区域の整備・開発及び保全の方針について説明します。土地利用の方針としましては、震災により被災した住宅及び復興事業に伴う移転先の確保並びに復興の進展等のための宅地分譲を行い、計画的で秩序ある土地利用を図ることとしております。

地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針につきましては、次のページの地区整備計画にて詳細を説明させていただきます。次のページをお願いします。

次に、地区整備計画について説明します。地区施設の配置及び規模は、道路が総延長約 222m、公園が 1箇所で約 450 m²、排水施設は約 650 m²で浸透施設を埋設する計画となっております。防火水槽は 1基 40 t、ごみ置場は 1箇所となります。

建築物等の用途の制限は、第一種低層住居専用地域に立地可能な建築物を想定しております。容積率の最高限度が 80%、建ぺい率の最高限度が 40%、敷地面積の最低限度は 200 m²となっております。次のページをお願いします。

壁面の位置の制限は、建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境

界及び敷地境界から1m以上後退することとしており、建築物等の高さの最高限度は10mとなります。

建築物等の形態又は意匠の制限は、建築物の形態、意匠は周辺地域の環境、景観に調和することとしており、垣又は柵の構造の制限は、道路に面する部分の垣又は柵の構造は、生垣又は透視可能な柵等とし、周辺景観に調和することとしております。

また、地区整備計画には角地緩和もあることを明記しております。次のページをお願いします。

最後に、都市計画決定の流れについて説明します。始めに、都市計画案に住民の皆さんの意見を反映させることを目的とした原案説明会を開催しております。次のページをお願いします。

次に、説明会開催後、住民の意見を反映した形で公告された縦覧場所により、都市計画図書の縦覧を行います。次のページをお願いします。

次に、本日の都市計画審議会となります。第3者からなる都市計画審議会により、都市計画を決める前にその案について調査・審議を行っていただきます。次のページをお願いします。

次に、都市計画決定となります。都市計画の種類、都市計画の変更に係る土地の区域、縦覧場所を告示します。次のページをお願いします。

都市計画決定の流れについて、表にまとめております。原案説明会は、4月11日・13日に開催しており、説明会の内容を踏まえて、原案の公告縦覧を2週間行っております。その後、熊本県土木部長へ事前協議を行い、9月19日に異議なしの回答をいただきましたので、計画案の縦覧を2週間行っております。

今後の流れとしましては、本日の都市計画審議会終了後、熊本県知事へ本協議を行い、都市計画決定告示となります。

以上で第1号議案の説明を終わります。

柿本会長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局よりご説明がございました熊本都市計画地区計画の決定につきまして、何か委員の皆様からご質問やご意見はございませんでしょうか。

柿本会長 委員の皆様が考えられている間、私から少し質問をさせていただきま

す。資料 16 ページで地区整備計画の説明がございましたが、どういったことを前提として容積率、建蔽率、敷地面積の最低限度を決められたのでしょうか。なぜ、このように定めたのか根拠の説明がなかったと思いますので、質問させていただきます。

齊藤課長 都市計画課の齊藤です。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、敷地の最低限度であります 200 m^2 につきましては、熊本県の地区計画策定基準にもありますとおり、最低の敷地面積で明記されている 200 m^2 という基準を定めております。周辺の土地利用状況を踏まえて検討しましたところ、約 200 m^2 は約 60 坪となり、この 60 坪で十分な庭や通路のスペースを確保することができます。地区全体の景観と居住環境の質を向上させ、周辺との調和を図るうえで適切な面積ではないかと考えております。

また、近年の物価上昇に伴い、広安地区の地価もだいぶ高騰しております。周辺の事業等を踏まえますと、60 坪程度の敷地面積であれば各ニーズに合ったものになるのではないかと考えております。

次に、容積率、建蔽率につきましては、第一種低層住居専用地域で定められている指定容積率、建蔽率を基準としております。

柿本会長 将来的には市街化区域へ編入されていくと思いますが、その際に第一種低層住居専用地域を設定するということで考えられていますか。

齊藤課長 現行基準内で市街化調整区域に住居系の地区計画を策定する場合は、第一種低層住居専用地域並みで進めていくべきと考えており、都市計画道路の整備によって良好な街区が形成されることになりますので、将来的に都市化が進むことを想定しております。都市化が進み、区域区分の見直しで市街化区域へ編入が可能になる場合につきましては、道路の沿道利用も可能な用途地域の設定を行っていきたいと考えております。

西山委員 資料 12 ページに道路などによって、区割りがなされている計画図があります。現在、町が計画地周辺の既存農道を拡幅し、町道として整備を進めしておりますが、計画地南側と西側の道路は何 m 幅となるのでしょうか。

齊藤課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

計画地南側と西側の道路幅員は、最低幅員が 6.5m の道路で整備を行うこととしています。

星野委員 計画 자체はこれで問題ないと思いますが、計画に関連した質問をさせていただきます。住民が増えることを踏まえて、周辺の惣領交差点付近に位置づけてある地域拠点は、現在どう動いているのでしょうか。周りが充実してこないと住む人が増えても住民の満足度は向上しないと思いますので、そのあたりを町としてどう考えているのでしょうか。

齊藤課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

惣領交差点周辺は、熊本県に県道熊本高森線の 4 車線化工事を進めていただいている、交差点の角地にはマシキラリが立地し、まちづくりの拠点としての整備がなされているところです。

また、拠点から広がっていくからのニーズに備えて、令和 6 年 2 月末に用途地域の見直しをさせていただいているところです。用途地域を見直したこと、民間事業者のニーズが高まり、町として応えていくことができるのではないかと考えております。

住永委員 資料 16 ページに建蔽率 40%、容積率 80%、最低敷地面積が 200 m²、建築物等の高さが 10m とありますが、一般住宅しか駄目ですよという縛りですかね。

事業をするものとしては、昨年と一昨年に西原村に 3 階建ての社宅を 3 棟建設し、4 棟目も工事が完了しております。益城町に建設できる土地がないんですね。なぜ、西原村にいかないといけないのか。

工業地も益城町ではなく、御船町に建設しておりますが、高さ制限をせめて 3 階建てまではできるようにしていただきたい。これだけ人手不足になると、人を集めためには社宅が必要なんです。特に単身の方は、県南の人吉や天草からも来られているため、社宅がありますよと言えば人も集まってきます。

鉄筋コンクリートの 4 階、5 階建ては必要ありませんが、もう少し高さ

制限の緩和を検討していただければと思います。

齊藤課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の馬水大辻地区計画に関しましては、一般住宅のための地区計画ということで、建ぺい率、容積率、高さの最高限度は熊本県の基準を勘案しまして、策定しております。

質問のなかで社宅の話がありましたが、建築物の用途が異なりますので、地区計画では、産業系地区計画といった別の基準を策定する必要がございます。

10mの基準につきましては、熊本県が策定しております熊本空港周辺景観形成地域内に入りますと、10mを超えるような建築物を建てることは厳しい状況にあります。

しかし、本町としましても、以前から高さ制限等の基準を時代の流れに沿うような形で緩和していただくよう、熊本県へ要望を行っておりますので、引き続き熊本県と協議を進めていきたいと考えております。

住永委員 いいですよ、益城町に建てないだけですから。横町に3階建てを建てていますが、計画では半年くらいでできあがるんですよ。

齊藤課長 市街化区域につきましては、用途地域のなかで基準に適合するものがありますので、市街化調整区域とは違いがあります。

住永委員 いいです。

柿本会長 その他、何かございませんか。よろしいですか。

それでは、この議案につきまして、原案通り答申してよろしいでしょうか。

出席委員

【異議なし】

柿本会長 ご異議がないようですので、議案第1号「熊本都市計画地区計画（益城町馬水大辻）の決定（益城町決定）」につきましては、原案のとおり答申

いたします。ありがとうございました。

それでは、次の議案に入りたいと思います。議案第2号「熊本都市計画道路（惣領木山線、益城東西線）の変更（益城町決定）」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【議案第2号説明】

森野技師 こんにちは。建設課の森野と申します。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。資料24ページより説明させていただきます。

都市計画道路とは、都市計画法第11条第1項に規定される道路になります。都市の骨格を形成する重要な都市施設の1つであり、良好な都市環境と円滑な都市交通を実現するために、都市計画法に基づきあらかじめルートや幅員が定められている道路となります。次のページをお願いします。

次に、益城町における都市計画道路の決定状況について説明します。平成30年7月に都市計画審議会の答申を受け、益城東西線、南北線、第二南北線、横町線の計4本を町決定の都市計画道路として指定しています。

また、現在熊本県で整備が進められている益城中央線、町道グランメッセ木山線を含む惣領木山線、役場庁舎前面道路の木山宮園線につきましては、県決定の都市計画道路として指定されています。次のページをお願いします。

次に、都市計画道路の計画幅員について説明します。益城東西線については、幅員14mとなっており、片側3mの車道、0.5mの路肩、3.5mの自転車歩行者道という計画幅員となっています。

南北線と第二南北線は、幅員12mとなっており、片側3mの車道、0.5mの路肩、2.5mの歩道という計画幅員となっています。次のページをお願いします。

次に、各種計画における位置づけについて説明します。令和2年3月に改定した益城町都市計画マスターplanにおいては、都市づくりの目標として、幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実を掲げており、本町の将来土地利用の骨格的な考え方でもある既成市街地北側での計画

的な土地利用を推進していくためにも重要な道路となっています。次のページをお願いします。

令和5年3月に策定した益城町総合計画第2期基本計画においては、まちづくりの8つの大綱として、新たな賑わいづくりに向けた計画的なまちづくりが掲げられており、それらを実現するための分野別施策において、都市基盤・生活基盤の充実のための道路整備として東西線、南北線、第二南北線の整備を進めております。

以上が都市計画道路についての事前説明となります。次のページをお願いします。

それでは、議案について詳細に説明させていただきます。資料29ページをご覧ください。

始めに、計画書から説明します。今回の変更対象路線は、惣領木山線と益城東西線になります。今回の変更内容は軽微なものになるため、当初の決定から計画書の変更はありません。次のページをお願いします。

今回の変更内容につきましては、3点ございます。1点目は、緑丸で囲んでいる右折レーン設置に伴う区域の追加。2点目は、赤丸で囲んでいる法面部を含めた区域の追加。3点目は、青丸で囲んでいる交差点形式の変更に伴う区域の廃止。以上の3点が変更内容となります。詳細につきましては、1点目の右折レーン設置に伴う区域の追加から説明させていただきます。次のページをお願いします。

1点目の右折レーン設置に伴う区域の追加について説明します。左図は、都市計画道路惣領木山線と第二南北線の交差点の平面図です。惣領木山線と第二南北線が交差することにより、町道グランメッセ木山線側には右折レーンの設置が必要となります。この右折レーンを追加するため、道路の拡幅が必要となり、右図に示すような追加区域が発生します。次のページをお願いします。

こちらの図は、先ほど説明しました追加区域の範囲を示した資料です。薄い赤色の範囲が現在の都市計画決定範囲を示しており、濃い赤色の範囲が今回の区域追加によって変更となる部分です。これにより、約120m²程度区域が広がる見込みです。次のページをお願いします。

2点目の法面部を含めた区域変更について説明します。次のページをお願いします。

当初は、概略設計の段階で都市計画決定を行っていたため、上図の断面図に示すとおり、道路構造令に基づく道路計画の幅員である 14m で都市計画決定を行っておりました。

その後、詳細な測量結果に基づき、道路の区域と周辺の高低差が明確になりました。このため、下図の断面図のように、道路整備に必要な法面部と維持管理上必要な余裕幅を含めた区域変更を行うこととします。余裕幅とは、道路の維持管理上必要となる空間を指します。道路と民地との高低差によってこの余裕幅は変化し、高低差が増すほど余裕幅も大きくなります。右図に余裕幅の詳細を記載しておりますが、例えば 0m から 1m の高さであれば 0m から 0.5m、1m から 3m の高さであれば 0.5m から 1.0m といった余裕幅を設ける方針です。次のページをお願いします。

こちらの図は、都市計画道路益城東西線の平面図であり、区域の変更範囲を示しています。薄い赤色の範囲が現在の都市計画決定範囲で、濃い赤色の範囲が法面の追加により変更となる部分です。次のページをお願いします。

3 点目の交差点形式変更に伴う区域変更について説明します。主に、黄色で着色されている廃止区域がこれに該当します。この範囲は、通常の十字交差点から環状交差点に変更したことで発生するものです。

変更内容を説明する前に、環状交差点とは何か説明させていただきます。環状交差点（ラウンドアバウト）とは、環状の交差点であって、道路標識等により車両が環道部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいいます。右図のように、中央島を中心として右回りに回る交差点です。左折で入って左折で出ることになります。次のページをお願いします。

ラウンドアバウトは、全国各地で導入され、交通事故の減少などの効果が報告されています。交通量等が一定の条件下において、安全かつ円滑な道路交通及び利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、平成 26 年 9 月 1 日より運用が開始されています。次のページをお願いします。

県内では、5箇所設置されており、全国では 176 箇所設置されています。次のページをお願いします。

続いて、変更に伴う廃止区域について説明します。ラウンドアバウトは、一般的な交差点と比較して右左折レーンを設置する必要がないため、交

差点全体をコンパクトにすることが可能です。例えば、左図のような一般的な交差点では、右折レーンがあるため 3 車線が必要ですが、ラウンドアバウトであれば、中央図のように 2 車線で対応できます。その結果、右図の紫色で示した部分のように、用地取得面積を削減することができます。このような要因により、益城東西線において廃止区域が生じることとなりました。次のページをお願いします。

次に、都市計画の策定の経緯の概要について説明します。なお、第 1 号議案と重複する部分もありますので、一部省略させていただきます。

今回の変更案は、令和 7 年 10 月 22 日に説明会を実施しましたが、参加者はおりませんでした。なお、変更箇所の用地買収対象の地権者の方には、現地立会のもと、個別に施工方法や道路区域が変更となることを説明しております。次のページをお願いします。

次に、公告縦覧となります。計画案の公告縦覧を令和 7 年 10 月 30 日から 11 月 12 日まで行いました。縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。次のページをお願いします。

次に、本日の都市計画審議会となります。次のページをお願いします。

最後に、都市計画決定となります。本日の都市計画審議会の審議を経て、異議ない旨の答申を頂きましたら、都市計画決定を行い、都市計画の種類、土地の区域、縦覧場所を告示します。これにより、今回の都市計画道路の変更が法的に効力を持つこととなります。次のページをお願いします。

こちらは、策定の経緯の概要で都市計画審議会前と後の日程を書いております。本案件は、軽微な変更に該当するため熊本県知事協議は省略します。都市計画審議会後は、都市計画決定告示が 12 月中旬になる予定です。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

柿本会長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局よりご説明がございました熊本都市計画道路の変更につきまして、何か委員の皆様からご質問やご意見はございませんでしょうか。

榮委員 資料 39 ページにラウンドアバウトの絵がございますが、進入する上下左右の道路の幅員によって、中央島の大きさは決定しているのでしょうか

か。

片岡主査 建設課の片岡と申します。ただいまのご質問にお答えいたします。

南北線と益城東西線にかかりますラウンドアバウトの外径は 30mになります。一般的には 27mが標準であり、御船町のコストコにあるラウンドアバウトと第二南北線と益城東西線のラウンドアバウトも 27mとなっています。

ラウンドアバウトの大きさは、交通量や交差点の角度によって決まりまして、中央島の大きさや車道の幅員につきましても、ラウンドアバウトのマニュアルに定められています。

榮委員 ありがとうございます。道路幅に応じて外径が決められれば、各地区によってラウンドアバウトの大きさは変わってくるのではないかと思いましたので、質問させていただきました。

西山委員 資料 31 ページで第二南北線とグランメッセ木山線の交差点部に右折レーンを設置するということで、これは非常に良いことだと思っております。しかし、1点気になっているのが、現在の交差点部は、グランメッセ木山線の上りあがったところで交差していると思います。新しく整備する第二南北線の交差点部は、現在の交差点から 10mほど東側へずれると思いますが、そうすると 1mまではいかないと思いますが、グランメッセ木山線の少し低いところに新しい交差点ができるのかなと思います。

グランメッセ木山線は、結構急な坂となっておりますので、取りつく交差点はフラットな形式となるのか教えていただけますでしょうか。

片岡主査 ただいまのご質問にお答えいたします。

グランメッセ木山線は、現況で 2 %の勾配がついております。第二南北線の交差点を整備するにあたって、グランメッセ木山線の高さを変えないところで取りつく設計となっております。現地は、勾配が急に見えると思いますが、副道やコンクリートがしてある法面があることで、視覚的に急に見えるのかなと思います。

土屋区長 都市計画道路につきましても、原案を説明する住民説明会を開催するのでしょうか。

片岡主査 ただいまのご質問にお答えいたします。

都市計画道路につきましては、平成30年に都市計画決定しており、同年10月に事業認可を取得し、事業を進めているところですが、その際にも説明会を実施しており、事業を進めるにあたって変更がでてきましたら、今回と同様に説明会を開催し、都市計画審議会に諮詢させていただいたうえで、都市計画の変更手続きを行ってきております。

今回の変更事案につきましては、10月22日に説明会を開催しておりますが、参加者はいませんでした。

土屋区長 住民説明会をされる際には、環状交差点ではなくラウンドアバウトという用語を使われるのでしょうか。高齢者は、環状交差点と言われるとなんとなく理解できると思いますが、ラウンドアバウトと言われる理解ができないと思います。アメリカであつたらロータリーと言われていませんか。なぜロータリーとしなかったのか、教えていただけますでしょうか。

玉城係長 建設課の玉城と申します。ただいまのご質問に回答いたします。

ラウンドアバウトという言葉ですが、我々も計画する際に、国土交通省や警察等の要領を見まして、ラウンドアバウトを推進しましょうということで、日本語では環状交差点と言いますが、指針に関しましてはラウンドアバウトの指針というものが出ております。その指針に基づいた計画を立てておりますので、どうしてもラウンドアバウトという言葉を使っているところです。

土屋区長 では、ラウンドアバウトは一般的な用語になっているということでしょうか。

玉城係長 一般的に使われるような言葉になってきたのかと我々は思っているところです。

土屋区長 分かりました。また、公告縦覧についてですが、縦覧場所が都市計画課となっておりますが、この資料を見ようすると都市計画課まで行かないといと見れないということでしょうか。

役場の入口には、大きな掲示板がありますので、そこで公告すると思いますが、実際のところ都市計画課に行かないと縦覧できないということで先ほど説明があったと思います。資料にも、公告縦覧は都市計画課と書いてありますので、住民の方がちょっと行って、確認するということができていないように感じます。それでも、住民の方から意見をいただいたよという話になっているのか、質問させていただきます。

齊藤課長 ただいまのご質問に回答いたします。

縦覧につきましては、住民の方へ広く周知するためにも町ホームページに掲載しております。ですので、役場に来ていただかなくても、ホームページ上で確認できるような体制としております。

土屋委員 だいたいの審議会で同様の質問をすると、ホームページで公表していると良く言われます。資料 19 ページには、縦覧場所が都市計画課と記載しており、公告された縦覧場所により縦覧を実施するということですので、一般的には縦覧されていないんじゃないでしょうか。ホームページで公表しているということを住民の方はご存じなのでしょうか。

齊藤課長 配布しております資料につきましては、説明会や窓口に来られた方に対してもお示しする資料でございまして、今後分かりやすいうように改善していきたいと考えております。

また、法定手続きを進めるうえでは、説明会をいつ開催するか、公告縦覧をいつからいつまで実施するのかということをホームページや広報誌により周知を行っております。仰られたとおり、説明会への出席者や縦覧者がいなかつたということで、まだまだ周知不足な点はあるかと思いますので、広く周知を行っていくための手法を引き続き検討してまいりたいと思います。

柿本会長 町の施策や取り組みについて、都市計画課や建設課のみならず、町全体でどうやって公報していくのかということについて検討を進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

山内委員 資料 25 ページに都市計画決定状況を記載いただいており、町決定の路線と県決定の路線が明記されております。県の決定は、広域的観点から 2 地区以上またがるような場所に決定すると思っていましたが、惣領木山線は県決定の路線で間違いなかったでしょうか。

今回、軽微な変更でありますので、事業主である益城町で変更することとなったのか分かりませんが、通常、県決定の路線であれば熊本県が変更する事案だと思いますので、どのように整理しているのかお教えいただけますでしょうか。

片岡主査 ただいまのご質問に回答いたします。

惣領木山線の変更につきましては、熊本県都市計画課と打ち合わせを行っており、変更するところで話を進めさせていただいております。

柿本会長 今の質問は、もともと都市計画決定が県決定なので、熊本県が変更する事案じゃないのかというご質問だと思います。

山内委員 県決定の路線であるという観点で協議されましたかということをお聞きさせていただきました。軽微であることや事業主体等の観点から、町で変更すると整理されているのかと思いましたので。

星野委員 熊本県も打ち合わせで何も言わなかつたんですよね。

山内委員 多分、県道じゃないと思ったんだろうなと思います。

星野委員 熊本県へ確認が必要なんじゃないですかね。

柿本会長 答申の手続きは進めたいと思いますが、審議会終了後、熊本県へ確認をとってください。よろしいですかね。

片岡主査 分かりました。

柿本会長 よろしくお願ひいたします。

私からも質問させていただきますが、交差点をラウンドアバウトで整備されるということで、先ほど交通事故の減少などに効果があるというご説明がありましたが、今回の計画地は市街化調整区域でありますので、居住されている方が少ないと思います。今後、地区計画等を進めていくことで居住される方が増えたときに、歩行者への影響はどのように考えていいますでしょうか。

この場所は、将来的に市街地になっていくと思いますので、交差点に進入する箇所は、一時停止するような対策をしていくのでしょうか。

片岡主査 ただいまのご質問に回答いたします。

ラウンドアバウトは、一時停止をする必要はありません。徐行で入っていただく形となります。入る際は、ウインカーを点灯する必要はありませんが、出していく際にウインカーを点灯させて出していくことになります。

横断歩道に歩行者が立っていた場合につきましては、一般の交差点と同様に止まっていただく必要があります。今後、歩行者の安全性の確保につきましては、看板や防護柵を設置するといったハード面での安全対策を行いつつ、学校に安全教育を行うといったソフト面での安全対策を行っていく必要があると考えております。

柿本会長 今後、人口が増えていったときにランダムで人が来ますよね。将来的に住宅地として整備を行い、歩行者が増えると車は交差点前で停止しなければならず、車両の通行に影響が起きるのではないかと懸念しています。

交差点を縮小していますので、信号機設置の用地も縮小されていると思いますが、最終的に信号機を設置したほうが、人口が増えていったときに交通の整理がしやすいですね。信号機無しでランダムに車両が通行すると、かえって渋滞を招くことも想定されますので、そうはならないようにするために周辺の土地利用をどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。

現在は、市街化調整区域でありますので問題ないと思いますが、住宅が張り付いてくると、道路用地の取得が難しくなってきますよね。

片岡主査 ただいまのご質問に回答いたします。

ラウンドアバウトを検討する際に、交通量推計を行っています。令和22年に益城台地土地区画整理事業の西地区、中地区、東地区が全てできあがったときの交通量と、新住宅エリアに住宅が張り付いたときの交通量を算出し、交通がはけるのかどうかの検討を行っております。

歩行者につきましても、100人から200人が通るところでの係数もラウンドアバウトのマニュアルにございますので、その係数等に安全率を乗じて、交通がはけるのかどうかの検討を行い、問題ないという結果が出ております。

柿本会長 歩行者も考慮されているということは分かりました。ただ、心配は心配ですよね。

西山委員 質問ではないのですが、ラウンドアバウトが計画されている場所は、私が住んでいる場所の近くなんです。現在も、小学生などの通学が非常に多いところですので、既存の交差点は四方向に止まれの標識や路面標示がなされていますが、無視して通行する車両が時々おります。

そのような状況から考えますと、このラウンドアバウトというのはまっすぐ通行することはできませんので、交差点に入る前に相当減速しなければ交差点には入れませんし、私もネットで調べてみたところ、事故件数も相当減っているとのことで、大きな事故もほとんどないようです。

使ってみないと分かりませんが、使えば非常に安全性も高いのかなと期待しているところです。

柿本会長 歩行者が増えたときや猛スピードで進入する車両を防ぐ対策はいくつありますよね。交差点に入る前にハンプをつけるといった対策はできると思いますので、歩行者等が増えていくときには検討してください。

その他、何かございませんか。よろしいですか。

それでは、この議案につきまして、原案通り答申してよろしいでしょう

か。

出席委員

【異議なし】

柿本会長 ご異議がないようですので、議案第2号「熊本都市計画道路（惣領木山線、益城東西線）の変更（益城町決定）」につきましては、原案のとおり答申いたします。ありがとうございました。

それでは、最後に次第にその他とありますが、事務局から何かございませんでしょうか。

事務局 都市計画課の緒方です。ご審議ありがとうございました。今後の予定についてご連絡させていただきます。

これから、3年間の任期となります。今年度はこの1回のみとなる可能性がございます。現在動いている事業としましては、今回ご審議いただいた住居系地区計画と同様の案件が福田校区と広安校区に1件ずつございます。今後、法定手続きが進みまして、審議会に諮れる準備が整いましたら、改めてご連絡させていただければと思いまして、よろしくお願ひいたします。

柿本会長 他に事務局からの報告等がなければ、以上をもちまして、予定していました日程は全て終了いたしました。本日議決しました事項につきましては、後日町長宛てに答申いたしますが、その前に県決定の都市計画道路につきましては、確認をお願いいたします。

委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、事務局にお返しします。

事務局 柿本会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、ご審議ありがとうございました。以上をもちまして、本日の益城町都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上

